

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-2：医師の権利

翻訳 本田宏介

M 医師は産婦人科医であった。M 医師は53歳の女性患者 H さんに、腹式子宮摘出術を行った。

手術に先立ち、M 医師は手術の危険性や予測される合併症について H さんに告げた。M 医師は、H さんが受けることになるであろう一般的な麻酔薬やそれによって起こり得る合併症について、H さんと話し合った。M 医師は子宮に近接する他の臓器を傷つける可能性を H さんに伝え、その中には腸、膀胱、そして直腸が含まれていた。術中や術後の出血の危険性、および術後の感染の危険性についても2人の間で話し合われた。手術に付随する全ての重要な危険性を M 医師が開示した後、H さんは手術に同意した。

M 医師は1989年以来てんかんを患っていたが、それは H さんには開示していない情報であった。H さんの手術中、M 医師は手術室でてんかん発作を起こさなかったし、摂取していた薬物が M 医師の手術を行う能力に影響を及ぼすということもなかった。

最初の手術の時にできた膀胱への切り込み（膀胱切開）のために、術後2日間、H さんの膀胱は正常に機能しなかった。膀胱の損傷を治療するため、泌尿器科医が呼ばれた。次の日の朝早く、肺塞栓症により H さんは亡くなった。

H さんから手術への同意を得る前に、M 医師はてんかんについて H さんに開示すべきだったであろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES 外科的処置について患者の同意を得る時は、主治医による処置を受けるかどうかの患者の決定に影響を及ぼすかもしれない個人的病歴はいかなるものであれ、主治医は開示しなければならない。そのような情報を開示しないことは、自分で治療法の指示する患者の権利を故意に侵害したと定義される、医療上の暴行と見なされるかもしれない。M 医師

が自分の医学的状態を開示しないままに、Hさんが子宮摘出術の同意書に署名したならば、それはHさんに対する虚偽の説明または詐欺行為に相当することになる。

NO Hさんの同意を得るとき、M医師がてんかんを患っているという事実は開示するべきではない。医師の医学的状態が手術を行う能力に害を及ぼさない限り、秘密保持に対し、医師はその他の人と同様の権利を持つ。

本ケースについてのノート

判決

本事例はその国の裁判所で審議された。裁判所は、M医師が自分の医学的状態をHさんに開示しなかったことは、推奨される手術に伴う重要な危険性を患者に知らせるという外科医の義務に含まれないと結論付けた。

M医師には自分の病歴をHさんに開示する義務はなかった。M医師や彼の同僚医師によると、証拠として提示された文書にあるように、M医師の摂取していた薬物はてんかんを抑制していた。手術室においてHさんの手術を行っている時、M医師にてんかん発作は起こらなかった。

予定されていた手術に伴う重要な危険性について患者から同意を得る際、M医師は求められる配慮の基準（*standard of care*）を満たしていた。M医師が自分の医学的状態を開示しなかったことは、患者に対する虚偽の説明や詐欺行為にはまったく当たらない。

ディスカッション 医師の権利

個人のプライバシーとは、自分や自分に関する情報を守り、そうやって自分のことを選択的に公開する能力のことである。患者がそうであるのと同じように、医師にもプライバシーが与えられている。人権の一つとしてのプライバシーは、他人を傷つけない限りにおいて、個人の意思から生まれる。プライバシーのような権利は生まれつきのものであり、全ての人が、ただ人であるというだけで与えられる。この主題に関する最も難しい問題の一つは、ある人の権利を保護することが、どういう場合に他の人の権利を害することになるのかを決めることである。

医師のプライバシーに対する権利は、医師の尊厳に対する権利と自律性に関する社会的な概念に由来し、（患者に危害を加えない限り）医師はその権利により自分の行動を決め、働き続けることができる。さらに、医師が自分の患っている病気を開示する場合、患者は不

安感を持つようになり、その医師による治療を避け、ひいては患者自身に害が及ぶかもしれない。

一方、医師を信じること、つまり、医師は患者の福祉だけを切望するものだと信じて疑わないこと、医師は患者の秘密を守ると信じること、医師と患者との信頼関係を信じることは、患者の特権である。医師が患っている病気を患者に開示することがうまくなされない場合には、この信頼関係が著しく損なわれることもあり得る。

しかしながら、医師が病気を患っている場合には、医師としての、そしてまた人間としての自らの権利と責務について深く考えなければならない。これには、医師が自分の病気を明かさない権利と、患者に無用な害や不安感を与えず、最善を尽くしてケアをする責務が含まれる。

このような場合、さじ加減の難しいバランスを検討するため、そして、十分な情報に基づいた判断 (**informed decision**、インフォームド・デシジョン) に到達する助けとするため、倫理委員会や他の外部の専門機関に助言を求めるのも良いかもしれない。